

市議会だより

VOL.192

臨時号

令和3年第3回定例会の最終日に議決した決算認定議案、
請願、意見書を臨時号でお届けします！

10月4日に議決した案件 内訳

●決算案…3件 ●請願…1件 ●委員会提出議案…1件 ●議長発議…1件
(●全会一致可決…2件 ●賛成多数可決…4件)

表決が分かれた案件の表決結果

議案番号 ▼	会派名	創生会					清新の会					創志会			公明党			令和会			市民クラブ		日本共産党	真政倶楽部	広友会	龍馬会	市野山			
	議員名	片山 貴志	岩崎 和仁	坪井 浩一	加藤 祥一	山下 守	牧尾 良二	貞岩 敬	北林 光昭	重森 佳代子	乗越 耕司	池田 隆興	岡田 育三	大道 博夫	玉川 雅彦	奥谷 求	坂元 百合子	加根 佳基	竹川 秀明	鈴木 英士	牛尾 容子	田坂 武文	景山 浩	中川 修	鈴木 利宏	谷 晴美	宮川 誠子	上田 廣	重光 秋治	石原 賢治
議案第123号		○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	議
議案第124号		○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	議
議案第125号		○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	議
請願第1号		○	○	○	欠	○	○	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	議

※「議」は議長「○」は賛成「×」は反対「欠」は欠席

【表決が分かれた議案名】

- 議案第123号 令和2年度東広島市歳入歳出決算の認定について
議案第124号 令和2年度東広島市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
議案第125号 令和2年度東広島市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
請願第1号 急傾斜地崩壊対策における条例及び制度の改正を求める請願



議案書、提出議案説明書など、本会議資料は、こちらのQRコードからご覧いただけます。



令和2年度決算を認定

〈議案第123号〉

市の令和2年度決算(一般会計、各特別会計)を認定しました。審査を通じて、市民の皆様からいただいたご意見や市政上の課題について議会が指摘・提言した事項をまとめ、令和4年度予算に反映されるよう、市長に対し提案しました。

議会からの主な指摘・要望事項

決算の審査を通して、市が令和2年度に実施した事業の課題等を整理し、審査結果をまとめ、本会議で報告しました。

【個別の指摘・要望事項】(抜粋)

○地域防災力の一層の強化を図るとともに、ICTの活用等による災害時の情報伝達・収集手段の強化等により、安全・安心な市民生活を送れるまちの実現を図ること。

○保育の事務手続に関する※DXを推進し、現場の負担軽減及び保育の質向上を図るとともに、保育士・放課後児童クラブ支援員等の人材確保に努めること。

○循環型社会の構築に向けて、市民への啓発を含め、ごみの減量化・再資源化の促進を図ること。

○平成30年7月豪雨災害の復旧工事の完了を見据え、これまで進度調整を行っていた各種事業の遅れを取り戻せるよう、積極的に進めていくこと。

これらのほか、国・県への財政支援の要望を含め、あらゆる財源の確保に努め、健全で持続可能な財政運営を行うとともに、人員の確保と柔軟かつ適正な配置による執行体制の強化、業務の効率化・スリム化に向けた事務事業の見直しに取り組むこと。

○一般会計

歳入 1,113億1,059万円
歳出 1,072億9,504万3千円

【主要な施策の成果】(一般会計決算額から抜粋)

- ①仕事づくり 集落法人等の農作業省力化技術導入支援 1,045万円
東広島イノベーションラボ ミライノ⁺の活用促進 284万円
- ②暮らしづくり 八本松駅前土地区画整理の推進 1億4,243万円
空き家の利活用の推進 872万円
- ③人づくり *ICTを活用した図書館サービスの提供 3,227万円
学校給食費管理システム導入 2,426万円
コミュニティスクール等の推進 1,669万円
- ④活力づくり 未来の自動走行・*MaaS等の先行実現に向けた取り組み 2,000万円
*AI等の新技術を用いた業務のデジタル化 1,198万円
- ⑤安心づくり 出産前後の支援サービスの充実 6,641万円
*地域共生プラットフォームの構築(モデル事業) 798万円

一般会計決算全体から関連決算額を抽出

【新型コロナウイルス感染症への対応】	220億3,379万円
・特別定額給付金事業	189億1,301万円
・小中学校*GIGAスクールの環境整備	6,570万円
・ドライブスルー方式による検体採取所	2,619万円
【平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興】	60億8,067万円
・道路・河川の災害復旧工事	30億3,024万円
・地域支え合いセンターによる被災者支援	1,302万円
・ハザードマップの改訂	1,049万円

※ICT 情報通信技術。パソコンだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、様々な形状のコンピューターを使った情報処理や通信技術の総称。

MaaS Mobility as a Serviceの略。都市と地方、高齢者・障がい者等を含むすべての地域、全ての人が多様なモビリティサービスを一元的に予約・利用できるよう目指す取組み。

AI 人工知能(Artificial Intelligence(アーティフィシャル インテリジェンス))の略称。人工的につくられた人間のような知能、ないしはそれをつくる技術。

地域共生プラットフォーム 子育て世帯や障がい者等支援を必要とする人達への地域の包括的な支援体制を構築するため、支援員を配置し、コミュニティ活動の再構築や買い物支援、居場所づくり等に取り組む地域のネットワーク体制。

GIGAスクール構想 義務教育を受ける児童生徒に1人1台の学習用端末と高速ネットワーク環境を一体的に整備することで、最適な学びを実現していく構想。

市議会だより 2021.12

DX

デジタルトランスフォーメーションの略。進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

決算特別委員会での主な質疑

総務分科会関係分

Q 前年度と比較して※経常収支比率が下がり財政状況が改善している。市税収入が増えたことが理由とのことだが、税収が増えると地方交付税が減るため単純に歳入増とはならないはず。経常収支比率の改善理由は何か。

A 地方交付税の減額があったものの、消費税率の引き上げに伴う地方消費税交付金の上昇分が通年で交付されたことなどから、経常一般財源の収入が増加したためである。

Q 住民自治協議会から要望のあった防犯灯の設置は、令和2年度で全て実施できたのか。

A 防犯灯の設置については、間隔を概ね10メートル空けるといふ基準を設けている。地元要望があった防犯灯のうち、その基準を満たしたものについては、

設置が完了している。

文教厚生分科会関係分

Q 生活保護費の返還金は、どういった内容の不正受給によるものなのか。

A 収入の申告忘れや、故意の収入隠ぺいによるものである。令和2年度の不正受給件数は33件、不正受給額としては713万円余である。

Q 地域人材のA・L・T（外国語指導助手）というのは具体的にどういった方なのか。

A 新型コロナウイルスの関係で新規のA・L・Tの来日が遅れたことにより、東広島市内に在住されている英語の指導経験がある方、外国籍の方に地域人材のA・L・Tとして活動いただいた。

市民経済分科会関係分

Q 令和2年度、新型コロナウイルスの影響で家庭で過ごす時間

が非常に多くなった。その中で家庭ごみの排出量が減少していることを、どのように捉えているのか。

A 家庭系可燃ごみは大幅に減少している。市民の皆様が減量化に取り組んでいただいた効果、ごみ袋有料化の効果が表れていると認識している。

建設分科会関係分

Q 危険度の高い空き家に対して、どのような取組みを行ったのか。

A 危険な空き家の解体については、1件当たり30万円の補助を行った。令和3年度は30万円を50万円に増額して、危険空き家の除却（解体・撤去）を進めている。

本会議での討論

反対

平成30年7月豪雨災害からの復興、新型コロナウイルス対策の反省と検証が必要である。市の政策は給食費の無償化、非正規雇用の無期雇用化、CO₂削減、食料自給率の向上に転換されるべきであり、反対する。

賛成

令和2年度決算については、平成30年7月豪雨災害からの復旧復興、新型コロナウイルス感染症への対応、そして第五次総合計画初年度の事業展開という喫緊の課題を解決することと、新たな期待を合わせ持った多彩な側面を持つ決算ではあったが、財務状況は人口増加と活発な事業活動による市税の15.6%増加、経常収支比率88.3%と対前年度2.9ポイントも改善されている。

災害とコロナという二重の要因が絡みながら、この決算は立派であり、市職員の熱意と努力を強く感じたため、賛成する。

〈議案第124号〉

令和2年度市水道事業会計利益の処分を可決し、決算を認定しました

水道事業会計

(収益的収支)

収入 52億7,422万円
支出 46億1,636万1千円

(資本的収支)

収入 1億6,136万2千円
支出 10億7,090万8千円

〈水道事業〉

①安全な飲料水の確保

・水質検査業務、管末水質監視業務、水源監視業務 5,551万円
・浄水場管理業務、巡回点検業務 1,549万円

②水道施設の整備・更新・強靱化

・管路更新計画 (H25～R6) R2分 1億5,641万円
・施設更新計画 (H23～R10) R2分 1億1,561万円

③水道事業経営の健全化

・漏水調査業務 565万円
・滞納整理管理業務 (民間委託) 3,849万円

決算特別委員会での主な質疑

建設分科会関係分

Q 水道施設の整備更新、管路更新計画に基づいて耐震化をされていると思うが、水道局所有の配水管、個人が敷設されている給水管等、どの範囲で更新されているのか伺う。

A 令和2年度までは配水管に接続している一般家庭の分岐先までであったが、令和3年度から宅地内にある止水栓までの給水管の耐震化について、試験的に取り組んでいるところである。

Q 水道料金の未収金について、昨今のコロナ禍で水道料金を納付しにくいという状況に変化はあったのか伺う。

A 昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、水道料金を支払うのが困難な世帯等が増加している。そのため、本市では、該当者について支払い猶予の取

扱いをしている。昨年度は、延べ229件、500万円余の未収金を猶予しており、今年度も継続している状況である。

本会議での討論

反対 新型コロナウイルス感染症対策のステイホームにより、水道料金収入が増えたのであれば、国の臨時交付金や基金・補助金を活用し、水道料金を引き下げて、市民の暮らしや商いの保障をすべきである。それが、「誰一人取り残さない」SDGsの理念に合致すると考え、反対する。

賛成 水道事業は管路施設の更新や耐震化、水質管理及び施設の維持管理の徹底、経営基盤の強化など多くの課題がある中、計画に基づく管路施設の更新を行った。

また漏水の低減に取り組むとともに滞納整理等業務の民間委託を行い収益性が向上している。今後も安全で良質な水を安定的に供給されることを期待し、賛成する。

〈議案第125号〉

令和2年度市下水道事業会計利益の処分を可決し、決算を認定しました

下水道事業会計

(収益的収支)

収入 51億2,709万円9千円
支出 46億157万9千円

(資本的収支)

収入 33億5,699万8千円
支出 49億2,853万4千円

〈下水道事業〉

①下水道経営の健全化

・処理場管理 11億7,490万円
・使用料徴収事務委託 8,915万円

②計画的、効率的な施設の建設と更新

・污水管渠建設工事 5,681万円
・処理場等長寿命化対策 7億46万円

③災害に強い下水道の構築

・処理場耐震設計業務 8,900万円
・マンホールトイレ設置実施設計業務 1,786万円

決算特別委員会での主な質疑

建設分科会関係分

Q ※内水浸水対策の促進のため、

西条と寺家の排水区で整備を進めるとのことだが、西条排水区では、西条1号※雨水幹線を整備後、枝線を整備する計画だったと思うが、それらの整備状況はどうか。

A 西条1号雨水幹線の整備は完了しているが、令和2年度は、

平成30年7月豪雨災害の復旧工事を優先したこともあり、枝線等の工事について、西条排水区では行っていない。

Q 今後、市街地の浸水対策も大

きな課題になると思われる。浸水対策の計画が進んでくると、選択と集中により、このような事業の拡充が見込まれると考えるがどうか。

A ※流域治水に関して、今後予

定されている水防法の改正等を

勘案しながら、これから検討していきたい。

本会議での討論

反対 議案第124号と同じ理由で、

反対する。

(議案第124号については、4ページをご参照ください。)

賛成 下水道事業経営戦略、下水道未普及解消整備計画、ストックマネジメント計画、雨水管理

総合計画に基づき下水道経営の健全化、計画的・効率的な施設の建設と更新、災害に強い下水道の構築を計画的に事業推進してこられた。

とりわけ維持管理費の抑制、下水道使用料及び受益者負担金・分担金の滞納整理などに取り組みられて収益性が向上し、累積黒字も出すことができた。引き続きサービスを安定的に提供していくため経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を目指すことを期待し、賛成する。

※内水浸水対策 雨水排水能力を超える降雨により、雨を河川等の公共の水域に放流できない場合に発生する浸水への対策。道路側溝などに集まった雨水を河川へ排除するための雨水管。河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、反乱域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策のこと。

〈請願第1号〉

「急傾斜地崩壊対策における条例及び制度の改正を 求める請願」を賛成多数で採択しました

市が実施する急傾斜・土砂災害に関する事業を進める際に、市民が負担する分担金や土砂災害対応の補助金の額が課題となっているため、見直しや検討を求める内容の請願を、賛成多数で採択しました。

請願事項の内容

- 1 急傾斜地崩壊対策事業における分担金の撤廃もしくはその割合の低減に向けた見直し
- 2 急傾斜地崩壊対策事業における円滑な申請手法の検討
- 3 がけ地近接等危険住宅移転事業及び建築物土砂災害対策改修促進事業に係る補助制度の充実(補助額の増額・要件の拡大)

請願の理由

- ① 本事業に申請する場合、分担金の負担について、土地所有者(受益者)が複数いる場合、複数の受益者の同意を得なければならぬこと。
- ② 受益者が負担する分担金が高額になることから受益者間の調整が困難でやむを得ず申請自体を断念する場合があること。
- ③ 急傾斜地の崩壊が発生した場合、個人の財産で対応することは非常に困難な状況である。

請願に記載された事業について

(1)急傾斜地崩壊対策事業

自然がけの急傾斜地に対して

急傾斜地の所有者が崩壊防止工事を行うことが困難か不適当な場合、県または市が、擁壁工、排水工及び法面工等の急傾斜地崩壊防止施設の設置や急傾斜地の崩壊を防止する工事を行う事業で、受益者が分担金を負担する。

(2)がけ地近接等危険住宅移転事業
がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域において危険住宅の移転を行う者に対して国、県及び市が補助金を交付する。

(3)建築物土砂災害対策改修促進事業

土砂災害特別警戒区域内に建築されている建築物について、建築物の安全性を確保するための改修に必要な費用の一部を補助する制度。

各事業の詳細は、市のホームページ等を参照ください

建設委員会の審査内容

請願事項1

【紹介議員からの説明】

- ・近年の異常気象による災害の頻発化により、土砂災害の発生頻度が高くなっている。
- ・工事費が条例を制定した7年前と比較し20%上昇しており、年々負担が増えている。
- ・近隣市では分担金を徴収していない事例がある。

【紹介議員への質疑】

Q 請願者は分担金徴収条例の廃止もしくは改正を求めているのか。

A そのとおりである。

Q 紹介議員として、本請願に妥当性や実現性があると判断しているのか。

A 分担金を徴収していない自治体や、徴収していても本市より分担金の割合が低い自治体があり、妥当性、実現性はともにあるものと理解している。

Q 現行の分担金徴収条例では、減免規定がある。その規定で十分なのではないか。

A 現行の減免規定の対象とならず困っている市民が実際におられる。安全・安心をうたう本市であれば、こうした市民への配慮を検討しても良いのではないかと考える。

【委員の意見】

・ 請願事項の中に、『急傾斜地崩壊対策事業における分担金の撤廃もしくはその割合の低減』とあるが、撤廃は制度の趣旨からいってできないのではないか。

・ 請願の趣旨は、分担金の撤廃またはその割合を低くしてほしいというものである。個人が負担する金額が高額になるため、検討していくべきと考える。

【請願事項2】

【紹介議員からの説明】

・ 請願の趣旨は、現在の急傾斜地崩壊対策事業に関する制度では、当事者間での協議の難航が予測されるので、『2戸以上』という申請要件の緩和を検討してほ

しいというものである。

【請願事項3】

【紹介議員からの説明】

・ 本市に『がけ地近接等危険住宅移転事業』及び『建築物土砂災害対策改修促進事業』の制度がありながら、利用されているケースが非常に少ない。実際に、市民が『使いたい』という補助制度を検討していくべきだと考える。

○委員会での自由討議

・ 本請願の採決に当たっては、分担金徴収条例の改正もしくは廃止について、十分な検討が必要ではないか。

・ 現行の制度ではカバーしきれない市民がいる。その声を汲み取るために請願があるのではないか。

○委員会での採決結果

賛成多数で採択と決した。

本会議での討論

反対 この請願に対する調査研究が不十分な状態で採決すること

は拙速であり、現行の条例でも対応可能かもしれないという調査研究がされない中での採決は残念である。

賛成

近年、線状降水帯等、今まであまり聞かなかったような気象状況が発生している。こうした気候変動に対応するため、できるところから手をつけていくことが本市の掲げている安全・安心な暮らしに寄与すると考えて賛成する。

反対

分担金を撤廃または割合を低減した場合には、事業が遅延する。現行の制度を維持するとともに、広島県へ必要な予算の確保を強く要望すべきである。

賛成

議会としては、請願者の願意を認め、行政機関における検討状況や措置内容を注視し今後のあるべき制度等について検討していくべきと考え賛成する。

反対

行政サービスの経費は税金で賄われていることを基本とし、特定の者がサービスによって利益を受ける場合には、分担金を徴収できる。これが「受益者負

担の原則」である。近年の自然災害は、災害対応の考え方を直す必要を生じさせているが、この原則の変更を迫るだけの緊急性、重要性には乏しいと考え、反対する。

賛成

平成30年7月豪雨災害から毎年のように降雨による自然災害が発生している状況であり、条例及び制度の改正は早急に着手すべきである。

反対

分担金の撤廃は受益者の公平性を考えたときに認めがたい。また、委員会の審査も慎重に調査、研究、協議が行われなかったため、反対する。

賛成

行政サービスには、利便性が向上するものと命の問題の2種類がある。命の問題に関してお金で計ることはありえない。分担金を払える人と払えない人との命が選別されることがあっていいのか。負担の公平の議論は命の問題に対してはナンセンスだ。

激甚化する自然災害への対応と地域の安全 安心を確保するための社会資本整備のさら なる推進を求める意見書を提出します

豪雨で被災した箇所を被災前の状況に復旧させる「原形復旧」ではなく、機能や構造の強化に取り組み、防災・減災が図られるよう、国・県の予算措置や、広島県も市と連携しながら、急傾斜地崩壊対策の促進を図ることを求める意見書を国会・政府及び県に提出するものです。

意見書の要旨

近年の気候変動による災害リスクの増大に備え、あらゆる関係者による流域全体で行う治水対策「流域治水」を着実に推進し、防災・減災、そして国土強靱化に向けた社会資本整備を進めるため、次の事項について強く要望する。

- 1 近年、気候変動により全国的に頻発する災害の早期復旧・復興を図るための必要な予算の確保と事業の推進を図ること。
- 2 広域的な河川の氾濫対策のため、堤防整備や利水ダムを活用など流域全体の関係者が協働する流域治水について、十分な財政措置を講じること。
- 3 災害への対策やインフラの老朽化対策を重点的かつ集中的に取り組む「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に推進すること。
- 4 被災自治体の災害復旧に対する支援の充実強化を図ること。なお、将来の災害に備え、原形復旧にとどまらず改良復旧を積極的に推進すること。
- 5 *砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備促進を図るとともに、急傾斜地崩壊対策事業、がけ地近接等危険住宅移転事業、建築物土砂災害対策改修促進事業など土砂災害防止対策の充実強化を図ること。
- 6 広島県においては、国の急傾斜地崩壊対策事業の採択基準を満たさない小規模な急傾斜地崩壊対策において、事業を着実に推進するための予算を確保すること。

○送付先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、国土交通大臣、広島県知事

建設委員会からの提案理由

本年7月、8月の大雨では、3年前の平成30年7月豪雨で被災し、復旧した箇所あるいはその周辺が、再度、被災するという事例が、市内各所で発生している。

本市においては約3,800か所が土砂災害警戒区域に指定されている中、災害は近年、頻発・激甚化しており、その対策は喫緊の課題である。

近年の気候変動による災害リスクの増大に備え、防災・減災、そして国土強靱化に向けた社会資本整備を進める必要がある。

本会議での討論

賛成 平成30年7月豪雨災害では、広範な地域において河川の氾濫や急傾斜地崩壊等が多数発生し、多くの人命、財産が失われた。これらの復旧・復興が完了していない状況で本年7月及び8月の大雨により、平成30年の豪雨災害の被災箇所が再度被災するなど、近年の風水害は激甚化・

頻発化しており、その対策は喫緊の課題であると考える。

これらの状況を踏まえ、本意見書には、災害の早期復旧、復興を図るための必要な予算の確保と事業の推進を図ること、また、※請願第1号にもあるとおり、急傾斜地崩壊対策の事業推進及び予算の拡充などの内容が含まれている。これらは市民が強く求めている内容であり、国・県に対して市議会としても意思表示をすべき案件であると考え、賛成する。

市議会だより

■発行／東広島市議会

■編集／広報聴聞委員会

〒739-8601

東広島市西条栄町8番29号

TEL.082-420-0966

FAX.082-424-9465

(議会事務局)

<http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/shgikai/index.html>

■ご意見ご感想をお寄せください

市議会だより・東広島市議会ホームページに関するご意見ご感想は、東広島市議会事務局(左記)までお寄せください。

